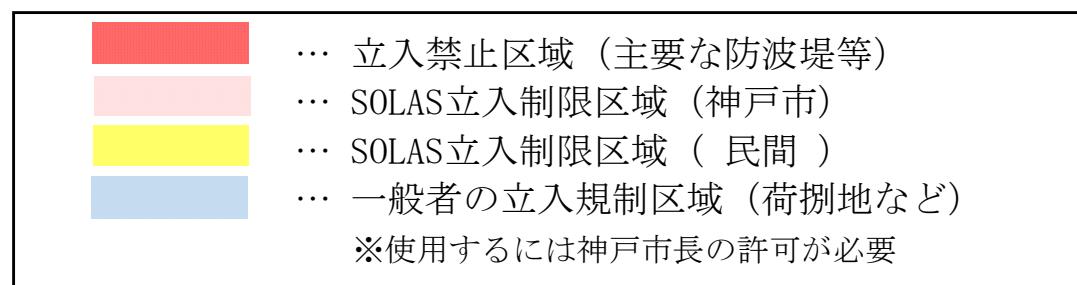


神戸港内の立入り制限・禁止区域



※港湾施設のうち防波堤については、波浪から港内の安静や津波・高潮の被害から陸域を守るために設置されたものであり、一般の方の立入りを想定した施設ではありません。天候の急変や高波の危険がある他、海面への転落などに繋がる可能性があるため、港湾管理者として、事故等の発生防止を目的に立入りを禁止しています。
※遊漁船事業者等による防波堤への瀨渡し行為も禁止です。